

議案第 23 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、部及び局」を「及び部」に、「企画財政部」を「総務部」に、「市民部」を「市民環境部」に、「福祉健康部
生活環境部」を「福祉健康部」に、「都市整備部
開発部」を「都市創造部」に、「水道局」を「上下水道部」に改める。

第2条市長公室の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市行政の総合政策及び総合調整に関すること。

(4) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関すること。

第2条市長公室の項に次の1号を加える。

(8) 他の部の所管に属さないこと。

第2条企画財政部の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「土木建築工事の入札」を「入札及び契約の総括」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同項第13号を削り、同項に次の1号を加え、同項を同条総務部の項とす

る。

(11) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第2条市民部の項を次のように改める。

市民環境部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関すること。
- (4) 消費生活その他の市民生活に関すること。
- (5) 交通政策に関すること。
- (6) 市民相談に関すること。
- (7) 環境政策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (8) 環境衛生に関すること。
- (9) 廃棄物（し尿を除く。）の処理及び清掃に関すること。

第2条福祉健康部の項第2号中「少子化対策及び」を削り、同条生活環境部の項を削り、同条都市整備部の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 緑化の推進に関すること。

第2条都市整備部の項に次の3号を加え、同項を同条都市創造部の項とする。

- (6) 関西文化学術研究都市に関すること。
- (7) 市街地再開発事業に関すること。
- (8) 農林業、商工業、観光その他産業振興に関すること。

第2条開発部の項を削り、同条水道局の項に次の1号を加え、同項を同条上下水道部の項とする。

(2) し尿の処理に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

- 2 生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第8項」を「第12条第9項」に改める。

第2条第1項第1号中「580人」を「475人」に改め、同項第3号中「240人」を「295人」に改め、同項第7号中「4人」を「5人」に改め、同項第8号中「54人」を「50人」に改め、同項中「1,045人」を「992人」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 併任に係る職員については、前項の職員の定数外とする。

(生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道局」を「上下水道部」に改める。

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

- 4 生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「市の水道局の職員」を「市職員」に改める。